

令和4年1月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ワ)第17369号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和3年12月2日

判 決

5

原告 [REDACTED]
同 訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗
同 太 田 賢 志
同 五 反 章 裕
同 津 田 顕 一 郎
同 戸 田 知 代
同 見 次 友 浩
同 竹 村 直 樹

10

15

被告 [REDACTED]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、1752万2010円及びこれに対する令和3年10月12日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

20

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要等

25

1 事案の概要

本件は、原告が、いわゆる振り込め詐欺によって複数回にわたり合計159

4万円を、被告名義を含む複数の預金口座に振り込まされたと主張して、被告
に対し、共同不法行為に基づき、上記1594万円から原告名義の口座に振り
込まれた1万9000円を差し引いた1592万9100円に弁護士費用159
万2910円を加えた損害賠償金1752万2010円及びこれに対する令和
3年10月12日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年3分
の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがない事実、顕著な事実並びに後掲の各証拠及び
弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1)ア 原告は、昭和33年生まれの男性である。

イ 被告は、三井住友銀行■■支店において普通預金口座（以下「本件口
座」という。）を開設していた者である。

[甲5, 6]

(2)ア amyと名乗る人物（以下「エイミー」という。）は、令和3年3月9
日から同月17日にかけて、ソーシャルネットワーキングサービスを通じ
て知り合った原告に対し、コミュニケーションアプリであるLINEを通
じて「銀行の金利は非常に低いです。エイミーの知る限り、日本人はあま
り投資していない」、「私たちシンガポール人はシンガポールは小さいで
すがしかし経済はとてもいいです。私たちシンガポール人の大部分の人が
収入を増やすために投資するからです」、「最近は金相場が好調だ」、
「エイミーは昨夜ゴールドマーケットで19000ドルを稼いだが、私が
どうやってやったか知っていますか?」、「正直に言うと、私はこのよう
に簡単に資産管理でお金を稼ぐことができますが、実は叔父と先生に感謝
しなければなりません」、「叔父はシンガポールの花旗銀行で上級管理を
担当しているので、市場にないニュースがよくあります。彼は最初に私に
教えてくれます」、「私はこのニュースを分析先生に伝えて、彼に技術を
合わせて分析させます」、「アナリストは最高の時間にエイミーに購入と

売却を通知して利益を得る」，「■■■さんはエイミーと一緒に金の資産管理で利益を得たいですか？」，「陳経理はカスタマーサービス担当者が■■■さんの取引口座申請をお手伝いします」などと多数のメッセージを送信し，金の資産管理と称するもの（以下「本件資産管理」という。）への投資を勧誘した。また，エイミーから原告を紹介されたとする陳と名乗る人物（以下「陳」という。）は，同月18日，原告に対し，本件資産管理に必要な金員の振込先として，LINEを通じて三井住友銀行■■■支店の

[A] 名義の普通預金口座を指定し，原告は，同日，同口座に11万円を振り込んだ。

[甲1, 2, 4]

イ 原告は，同月23日，陳に対し，LINEを通じて「陳社長様。昨日の取引の利益分100ドルを振り込んで下さい」とのメッセージを送信するとともに，原告名義の三井住友銀行■■■支店の普通預金口座を知らせたところ，同日，同口座に [B] 名義で1万900円が振り込まれた。

[甲2, 10]

ウ エイミーは，同日，原告に対し，LINEを通じて「いい市場相場が明日来ますから。資金は1万ドルに増加し，このような収益も1500ドル程度に達する」などとメッセージを送信し，更に110万円を本件資産管理に投資することを勧誘した。また，陳は，同日，原告に対し，同110万円の振込先として，LINEを通じて本件口座を指定し，原告は，同日，本件口座に110万円を振り込んだ。

[甲1, 2, 5]

エ エイミーは，その後も原告に対し，LINEを通じて本件資産管理に投資することを勧誘し，原告は，同月29日，本件口座に373万円を振り込んだ。また，陳は，同年4月14日，原告に対し，本件資産管理に必要な金員の振込先として，LINEを通じて三井住友銀行■■■支店の

[C] 名義の普通預金口座を新たに指定し、原告は、同日、同口座に500万円を振り込んだ。さらに、陳は、同月20日、原告に対し、本件資産管理に必要な金員の振込先として、LINEを通じて三井住友銀行
[D] 名義の普通預金口座を新たに指定し、原告は、
同日に400万円を、同月21日に200万円を、それぞれ同口座に振り
込んだ。

[甲1, 6から9まで]

オ エイミー及び陳は、同月24日、原告に対し、LINEを通じ、税金として同月30日までに537万3406円を支払えば、本件資産管理に係る利益として2686万7032円が原告に支払われる旨などを記載した
メッセージを送信した。

また、外国為替監督のシニアアドバイザーのFrankと名乗る人物は、同月26日から同月28日にかけて、原告に対し、LINEを通じ、原告が行った投資に関して問題が発生しており、本件資産管理に係る資金を引き出すためには保証金として50万円を支払う必要がある旨などを記載した
メッセージを送信した。

[甲1から3まで]

第3 争点及び当事者の主張

1 共同不法行為の成否（争点1）

[原告の主張]

被告は、騙取金の受領役の1人として、勧誘役を担っていたエイミーや陳などととともに、各自役割を分担していわゆる振り込め詐欺という違法行為を共同して行ったものであり、被告が本件口座を第三者に提供したことにつき、原告に対する共同不法行為が成立する。

[被告の主張]

被告は、令和3年4月頃、メッセージングアプリを通じて知り合った人物か

ら頼まれ、本件口座を開設してその預金通帳やキャッシュカードを交付し、同人物から19万円を受け取ったが、被告が本件口座を第三者に提供したことによって原告の主張する詐欺が成り立ったとはいえない。

2 損害の発生及び額

[原告の主張]

原告は、上記1の共同不法行為により、本件口座を含む複数の預金口座に振り込んだ合計1594万円から、原告名義の預金口座に振り込まれた1万9000円を差し引いた1592万9100円に、弁護士費用159万2910円を加えた1752万2010円の損害を被った。

[被告の主張]

否認又は争う。

第4 当裁判所の判断

1 争点1（共同不法行為の成否）について

(1) 前記前提事実(2)アからオまで、証拠（甲1から9まで）及び弁論の全趣旨によれば、原告がエイミーや陳などから、本件資産管理へ投資するとの勧誘の下に合計1594万円を複数の預金口座に振り込まされたことにつき、詐欺として不法行為が成立する（なお、被告もこれが詐欺であることについては、特に争わない。）。

そして、前記前提事実(2)ウ、エ、証拠（甲11、12）及び弁論の全趣旨によれば、被告が令和3年4月頃にメッセージアプリを通じて知り合った人物（氏名等は不詳であり、現在では被告も連絡をとることができない。）から頼まれ、本件口座を開設してその預金通帳やキャッシュカードを交付し、その対価として同人物から少なくとも19万円を受け取ったこと、本件口座が上記詐欺において原告に金員を振り込ませる先の預金口座の1つとして利用されたこと、本件口座が開設された三井住友銀行の普通預金規定において、預金契約上の地位や預金通帳を譲渡することが禁止されているこ

とが認められる。

(2) 以上に加え、犯罪による収益の移転防止に関する法律28条2項によれば、相手方に他人になりすまして銀行との間における預金契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることの目的があることの情を知って、その者に当該預金契約に係る預金通帳、預金の引出用のカードを譲り渡し、交付した者や、通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、これらを譲り渡し、交付した者は、1年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとされていることなども併せ考えれば、被告が本件口座を第三者に提供した行為は、上記(1)の詐欺に関して原告に対する共同不法行為を構成すると認めるのが相当である（なお、被告は、陳述した準備書面において「大変軽率で、多くの人に迷惑をお掛けしてしまいましたことに大変反省しています」、「判決が出てもお金がないので払えません」、「逮捕されたら刑務所に行くしかありません。この方法でしか私は罪を犯した責任を取る方法がありません」などと記載する一方、被告が本件口座を第三者に提供したことによって原告の主張する詐欺が成り立ったとはいえないなどとも主張するが、上記(1)の詐欺の態様等から、本件口座が違法行為による収益の移転といった重要な役割を果たしていることがうかがわれることなどに照らせば、同主張は採用することができない。）。

2 争点2（損害の発生及び額）について

前記前提事実(2)アからエまでによれば、原告は、上記1の被告の共同不法行為により、本件口座を含む複数の預金口座に振り込んだ合計1594万円から、原告名義の預金口座に振り込まれた1万900円を差し引いた1592万9100円に、弁護士費用159万2910円を加えた1752万2010円の損害を被ったと認めるのが相当である。

3 そうすると、被告に対し、共同不法行為に基づき、損害賠償金1752万2

010円及びこれに対する令和3年10月12日（訴状送達の日翌日）から
支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める原告の
請求は、理由がある。

第5 結論

5 よって、原告の請求は理由があるから、これを認容することとして、主文のと
おり判決する。

東京地方裁判所民事第44部

10 裁判官

津田裕 

これは正本である。

令和 4 年 1 月 2 7 日

東京地方裁判所民事第 4 4 部

裁判所書記官 矢 谷 祐 也

